子どもたちを被ばくから守るため放射線対策に迅速な対応のお願い

北区は, 9月 20 日の東日本大震災に伴う総合対策本部において、 今後の放射線対策につき「毎時 0.25 マイクロシーベルト」(0.25 µ Sv/h) の目安を設定し、これ以上の数値が測定された場合、その個所につい て除染や使用禁止をふくめ対応することを決めました。このことによって北区の放射線対策が一層前進することことを期待します。

同時に、いま私たちと行政に求められているのは、幼い子どもたち の被ばく線量を可能な限り少なくするために、迅速で綿密な測定調査 でホットスポットを見つけ出し、除染等の対策をとることです。

私たちは9月16日付で区長宛に3カ所の除染を要請しましたが、 それに加えて、改めて次のことを要請します。

- 1、私たちの測定で、線量の高かった次の3個所について至急、区と して測定し直し、立ち入り禁止や除染等の対策をとって下さい。
 - ①区立東豊島公園の7号棟前広場の排水溝 (藤棚下スロープのそば)
 - ②同じく藤棚下、蛇口下の排水溝
 - ③堤防土手の草むら(豊島5丁目遊び場南端付近)
- 2、同じ団地敷地内にある豊島東保育園と豊島北保育園の,園庭の人工芝と排水溝について、至急、測定調査して下さい。
- 3、独立行政法人都市再生機構から団地内の線量測定の協力依頼があった時には直ちに対応し、迅速な措置をとるよう指導して下さい。

以上、よろしくお願い申し上げます。

2011年9月30日

豊島5丁目団地自治会会長 渡辺 秀一 北区子どもを放射線から守る会団地担当 笹 澄子